

高梁市

無理な帰宅を避けて、
命を守る行動を！

道路事前通行規制に伴う 予防的災害対策支援金のご案内

どのような制度ですか？

大雨等により、**高梁市内の岡山県が管理する道路**で**事前通行規制**が実施され、安全に帰宅することが困難となった場合に、無理な帰宅を避け、安全確保のため宿泊施設を利用した方へ、宿泊費の一部を支援する制度です。

支援内容

対象経費

宿泊施設へ実際に
支払った宿泊費

領収書
¥

※交通費・食事代・入湯税等は
対象外です。

支援額

宿泊費の **2分の1**

1人1泊 上限 5,000円

※原則 2泊分まで ※100円未満切捨て

利用の流れ

1 事前通行規制
の発表・開始



岡山県が管理する
道路の事前通行規制が
発表・開始されます。

2 安全確保のため
宿泊施設を利用



事前通行規制が
発表・開始後に
チェックインしてください。

3 宿泊費の支払い



原則事前通行規制が
解除された後に
チェックアウトして
ください。

4 申請書・領収書等を
高梁市に提出



必要書類をそろえて
高梁市に提出して
ください。

5 支援金の交付



審査後、指定口座へ
支援金を振り込み
ます。

対象となる宿泊施設

- 旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル
- 住宅宿泊事業法の届出をしている民泊等



※簡易宿泊所を含む

対象外となる施設 (例)

- × ネットカフェ・漫画喫茶
- × キャンプ場・車中泊
- × 親戚・知人宅への宿泊
- × その他宿泊サービスに
該当しないもの



申請期限

宿泊した日から

30日以内

または

当該年度の末日の
いずれか早い日まで

対象要件

- 高梁市民
(住民登録がある方)
- 帰宅困難者
(事前通行規制により、
安全に帰宅できない方)
- 安全確保のため
宿泊施設を利用した方



申請に必要なもの

-  交付申請書
(市ホームページから
ダウンロードできます)
-  宿泊施設が発行した書類
(氏名、宿泊日時及び宿泊人数等が
記載されているもの)
-  宿泊施設が発行した領収書
-  本人確認書類
(宿泊者全員分の運転免許証、
マイナンバーカードの写しなど)

よくある質問

Q 事前通行規制とはどういうものですか？

A 岡山県が管理する道路において大雨などで雨量が基準を超えた場合に
通行者への被害を未然に防ぐための全面通行止めのことです。
対象の道路は岡山県のHPをご確認ください。



Q 事前通行規制が始まる前に宿泊した場合は対象ですか？

A 対象になりません。事前通行規制により帰宅困難になった方を
支援する制度です。



Q 家族で宿泊した場合は対象ですか？

A 対象要件を満たす方であれば、対象となります。



Q 宿泊した場合の食事代は対象となりますか？

A 宿泊費のみが対象となります。食事付プランで宿泊した場合は
宿泊費と食料料の内訳が分かる領収書が必要となります。



ご注意ください

❗ 避難情報（避難指示等）が発令された場合は、
指定避難場所等への避難を優先してください。



虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、
支援金の返還を求められます。

詳しくは高梁市の
ホームページを
ご覧ください。

